

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69

執行機関名 南相馬市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支援に関する法律による就学支援金の支援に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市大学一時金融資産利子補給要綱(平成18年南相馬市告示第236号)による利子補給金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)別表第2法によらない事務 第31の項 南相馬市大学一時金融資産利子補給要綱(平成18年南相馬市告示第236号)による利子補給金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	南相馬市大学一時金融資産利子補給要綱(平成18年南相馬市告示第236号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、本市出身の学生及び生徒に等しく教育を受ける機会を与え、健全な社会の発展に資するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(以下「大学」という。)に入学又は在学する学生若しくは生徒の保護者で入学又は学一時金の貸付けを必要と認められる者に対して、融資機関が貸し付ける場合、当該融資機関に対し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより予算の範囲内で大学一時金融資産に係る利子を補給する。
⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市大学一時金融資産利子補給要綱(平成18年南相馬市告示第236号)南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	南相馬市大学一時金融資産利子補給要綱(平成18年南相馬市告示第236号)第8条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	南相馬市大学一時金融資産利子補給要綱第8条の融資決定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	南相馬市大学一時金融資産利子補給要綱(平成18年南相馬市告示第236号)第3条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	所得証明の提出により、経済的理由により貸付けを必要とする者であるかどうかを判断。	
----	--	--